

鳥取県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市和田東町字下畑田182-3地先から同市 和田字清水尻495-1地先まで	18.0~73.3	847.0
		倉吉市和田字上畑田180-3地先から同市和田 字寺澤476-1地先まで	6.9~30.8	819.0
	変更後	倉吉市和田東町字下畑田182-3地先から同市 和田字清水尻495-1地先まで	18.0~73.3	847.0